

南部鉄工業協同組合定款

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条 (名 称)

本組合は、南部鉄工業協同組合と称する。

第3条 (地 区)

本組合の地区は、名古屋市、愛知県豊明市、大府市、東海市、常滑市、刈谷市、豊田市、海部郡弥富町、飛島村、愛知郡東郷町、知多郡阿久比町および武豊町の区域とする。

第4条 (事務所の所在地)

本組合は、事務所を名古屋市南区におく。

第5条 (公告の方法)

本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

第6条 (規 約)

この定款に定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

第7条 (事 業)

本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 組合員の製品の共同販売または販売の斡旋および製品製造用に要する原材料の共同購入または購入の斡旋。

(2) 組合員の取扱製品または加工の受注斡旋。

(3) 組合員に対する事業資金の貸付（手形割引を含む）および組合員のためにするその借入れ。

(4) 商工組合中央金庫および其の他の金融機関に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立。

(5) 組合員の経済的地位の向上のためにする団体協約の締結。

(6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供。

(7) 組合員の福利厚生に関する事業。

(8) 自動車損害賠償保証法に基づく保険代理事務を行う。

(9) 損害保険代理業務を行う。

(10) 前各号の事業に附帯する事業。

第3章 組 合 員

第8条 (組合員の資格)

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 機械器具製造加工業者およびそれに附帯する製造加工業者であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること。

第9条 (加 入)

組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

第10条 (加入者の出資払込み)

前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2. 前項の規定により加入の申し出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

第11条 (相続加入)

死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申し出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

第12条 (自由脱退)

組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

第13条 (除 名)

本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会

を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員。
- (3) 本組合の事業を妨げ、また妨げようとした組合員。
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

第14条 (脱退者の持分の払いもどし)

組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合、その半額とする。

第15条 (使用料または手数料)

本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

第16条 (経費の賦課)

本組合は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充るべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期および方法はその他必要な事項は、総会において定める。

第17条 (出資口数の減少)

組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
 - (2) 事業の一部を廃止したとき。
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 3. 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

第18条 (届 出)

組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称または事業を行なう場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき。
- (3) 資本の額または出資の総額が3億円をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が300人をこえたとき。

第19条 (過怠金)

本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第5号に規定する団体協約に違反した組合員。
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員。
- (3) 前条の規定による届け出をせず、または虚偽の届け出をした組合員。

第4章 出資および持分

第20条 (出資1口の金額)

出資1口の金額は、500円とする。

第21条 (出資の払込み)

出資は、一時に全額を払込まなければならない。

第22条 (延滞金)

本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第23条 (持 分)

組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては、10円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問および職員

第24条 (役員の数)

役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理 事 15人以上21人以内
- (2) 監 事 2人

第25条 (役員任期)

役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選挙された役員任期は、現任者の在任期間とする。

3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行なう。

第26条（員外役員）

役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事について2人をこえることができない。

第27条（理事長、副理事長および専務理事の職務）

理事のうち1人を理事長、3人を副理事長、1人を専務理事とし理事会において選任する。

2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときはその職務を代理し、または代行する。

4. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときはその職務を代理し、または代行する。

5. 理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者1人を定める。

第28条（監事の職務）

監事は、いつでも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をしましまたは理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務および財産の状況を調査することができる。

第29条（役員忠実義務）

理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第30条（役員選挙）

役員は、次に掲げるものうちから、総会において選挙する。

(1) 組合員または組合員たる法人の役員であって、立候補し、または理事会もしくは20人以上の組合員から推薦を受けた者。

(2) 組合員または組合員たる法人の役員でない者であって、理事会もしくは20人以上の組合員から推薦を受けた者。

2. 役員選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

4. 第1項の規定による立候補者または推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

5. 第1項の役員選挙を行なうべき総会の会日は、少なくともその20日前までに公告するものとする。

6. 第1項の規定による立候補者または候補者の推薦をしたものは、総会の会日の15日前までに、立候補した旨または被推薦者の指名を本組合に届け出なければならない。

7. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

8. 指名推選の方法により役員選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

9. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

第31条（役員報酬）

役員に対する報酬は、総会において定める。

第32条（顧問）

本組合に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第33条（職員）

本組合に参事および会計主任をおくことができる。

2. 参事および会計主任の選任および解任は理事会において決する。

第34条 本組合に次の職員をおくことができる。

- (1) 事務職員 若干名
- (2) 現場作業員 若干名

第6章 総会、理事会および委員会

第35条 (総会の招集)

総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

第36条 (総会招集の手続)

総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

2. 総会において、役員を選挙を行なう場合には、前項の通知書に、第30条6項の規定により届け出のあった立候補者および被推薦人の氏名を記載しなければならない。

第37条 (書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理することができる組合員の数は4人以内とする。

第38条 (総会の議事)

総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第39条 (総会の議長)

総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

第40条 (緊急議案)

総会においては、出席した組合員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。

第41条 (総会の議決事項)

総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金の最高限度

(2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含み。）または1組合員のためにする債務保証の金額の最高限度

(3) その他、理事会において必要と認める事項

第42条 (総会の議事録)

総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会日の日時および場所

(2) 組合員数およびその出席者数

(3) 議事の経過要領

(4) 議案別の議決の結果（可否、否決の別および賛否の議決権数）

第43条 (理事会の招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故または欠員のときは副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順序にしたがい他の理事が招集する。

3. 理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続きをしないときは、みずから理事会を招集することができる。

第44条 (理事会招集の手続)

理事会の招集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは招集の手続を省略することができる。

第45条 (理事会の議事)

理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第46条 (理事会の書面議決)

理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議

決に加わることができる。

第47条 (理事会の議決事項)

理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項。

第48条 (理事会の議長および議事録)

理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第42条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「(可否、否決の別および賛否の議決権数)」とあるは「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

第49条 (委員会)

本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

第50条 (事業年度)

本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第51条 (決定利益準備金)

本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

第52条 (資本準備金)

本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む)は、資本準備金として積立てるものとする。

第53条 (再評価積立金)

本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

第54条 (特別積立金)

本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

第55条 (決定繰越金)

本組合は、第7条第6号の事業の費用に充てるため、毎年事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

第56条 (利益剰余金および繰越金)

1 事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による決定利益準備金、第54条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

第57条 (利益剰余金の配当)

前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3. 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

第58条 (損失金の処理)

損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金、再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

第59条 (職員退職給与引当金)

本組合は、事業年度末ごとに職員退職給与引当金として職員給与総額の100分の1以上を計上する。